

# 大切なお金の使い道

## 平成17年度決算報告

平成18年9月議会で認定されました、平成17年度一般会計、特別会計、水道事業会計の決算額についてお知らせします。

会計の中心となる一般会計の決算額は、歳入が109億4,508万1,233円、歳出が104億3,217万9,351円となり、収支差引額は、5億1,290万1,882円です。

前年度と比較して歳入が6.1%、歳出が5.6%とそれぞれ減になりました。

特別会計の合計の決算額は、歳入が72億7,453万1,344円で、歳出が70億493万5,032円です。会計ごとの決算額を次の表でお知らせします。

### 会計別決算額

※万円までの表示としています。

#### 《 一般会計 》

会計名称	歳入 (前年度比)	歳出 (前年度比)	差引額
一般会計	109億4,508万円 (-6.1%)	104億3,218万円 (-5.6%)	5億1,290万円

#### 《 特別会計 》

会計名称	歳入 (前年度比)	歳出 (前年度比)	差引額
国民健康保険事業	25億2,058万円 (+3.3%)	24億3,090万円 (+7.8%)	8,968万円
老人保健事業	18億7,016万円 (-5.3%)	18億981万円 (-5.9%)	6,035万円
介護保険事業	11億5,441万円 (+6.5%)	10億5,867万円 (+6.6%)	9,574万円
公共下水道事業	11億7,331万円 (-3.8%)	11億5,369万円 (-4.7%)	1,962万円
上三川霊園造成事業	646万円 (-11.4%)	646万円 (-1.8%)	0万円
農業集落排水事業	4億1,458万円 (-53.7%)	4億1,039万円 (-53.9%)	419万円
用地先行取得事業	1億3,500万円 (+1550.2%)	1億3,500万円 (+1550.2%)	0万円

#### 《 水道事業会計 》

会計名称	収入	支出	差引額
収益的収支	5億3,208万円 (-48.6%)	4億5,158万円 (+0.5%)	8,050万円
資本的収支	3億5,434万円 (+79.3%)	5億5,892万円 (-25.1%)	

●次に、一般会計の内容について、お知らせします●

#### 主な事務事業

中心拠点施設整備事業	2億6,671万円	企業誘致事業	1,949万円
在宅介護支援センター運営事業	2,129万円	道路・橋梁維持事業	1億4,139万円
障害者支援費制度	1億6,897万円	道路新設改良事業	1億7,865万円
重度心身障害者医療費助成事業	3,085万円	富士山地区市街地整備事業	9,767万円
児童・妊産婦等医療費助成事業	1億131万円	公園整備事業	6,566万円
保育所運営費委託事業	2億1,775万円	交通安全施設整備事業	1,597万円
放課後児童対策事業	2,980万円	消火栓設置事業	2,073万円
予防接種・母子健康教育事業	4,276万円	小中学校コンピュータ関係事業	5,369万円
老人保健事業(検診等)	6,622万円	小中学校施設整備事業	4億9,701万円
クリーンパーク茂原運営事業	1億3,858万円	幼稚園第3子以降子育て支援事業	1,654万円
農業公社支援事業	1,313万円	上神主・茂原遺跡保存整備事業	9,925万円
生産調整推進対策事業	2,771万円		

# 歳入 ※ ( ) 内は、対前年度比を表しています。

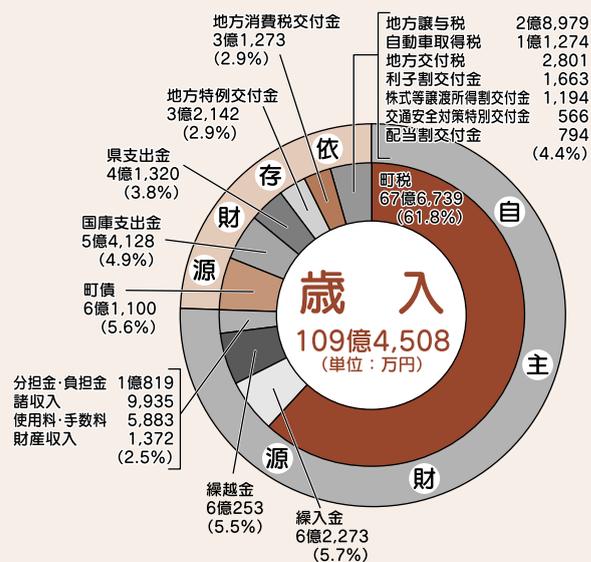
町税は、前年度と比較して、固定資産税、個人町民税が増額、法人町民税が減額となり、全体として2億4,703万円(3.5%)の減となりました。

その他主だったものとしては、減税制度による市町村の減収を補う地方特例交付金が2億1,450万円(200.6%)の増、国から譲与される地方譲与税が5,029万円(21.0%)の増となりました。

一方、地方消費税の概ね2分の1が県から交付される地方消費税交付金は、2,587万円(7.6%)の減、地方交付税は、その中の普通交付税が不交付となり2億4,885万円(89.9%)の減でした。

法令に定められた事務の実施や事業を行うことにより交付される国庫支出金は、6,271万円(13.1%)の増となりました。

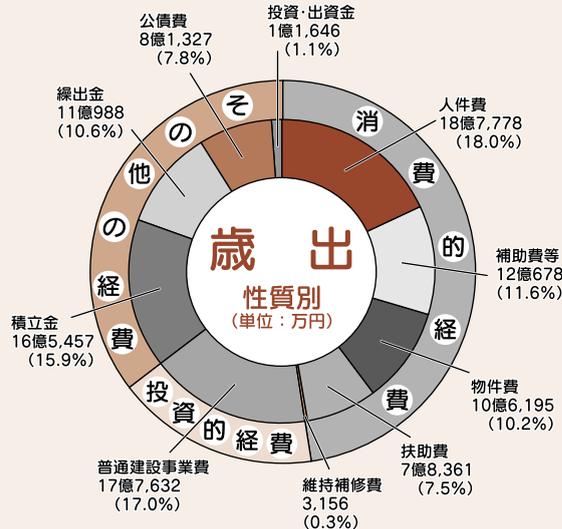
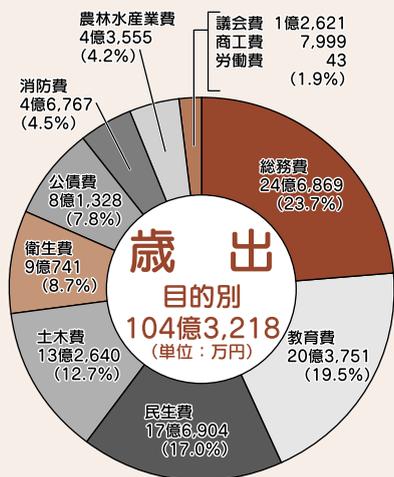
構成比は、町税61.8%、繰入金5.7%、町債5.6%の順になります。



# 歳出

歳出を目的別に分類した構成比は、総務費が財政調整基金の積立金の減などにより、前年度から減になっているものの23.7%を占め、続いて教育費が19.5%、民生費17.0%、土木費12.7%の順になります。

また、性質別に分類した場合は、人件費が18.0%、体育施設改修事業の終了などにより減になった普通建設事業費が17.0%、義務教育施設整備基金積立金を増額した積立金が15.9%、補助費等が11.6%となります。



**用語説明**

一般会計…町の会計の中心をなすものであり、行政運営のための基本的な経費を経理する会計  
 特別会計…特定の事業を行うために、特定の歳入を特定の歳出に充て、一般会計と区分して経理する必要がある会計  
 目的別歳出…行政目的(仕事の内容)により分類したもので、行政の各分野の比重を知ることができる  
 性質別歳出…人件費、物件費などの経済的性質を基準に分類したもので、財政の体質を見ることができる  
 自主財源…町税、使用料など、町が自主的に収入することのできる財源のことで、財政の安定性の尺度となる  
 依存財源…国や県により交付、割り当てられたりする収入で、地方交付税や国庫支出金などがこれに該当する  
 消費的経費…人件費、扶助費など、支出の効果が短期間で終わり、形として残らないものに支出される経費  
 投資的経費…道路や建物など資本の形成に支出する経費

▼問い合わせ先=企画課 財政係 ☎69119